

令和6年3月市議会定例会

文教福祉常任委員会資料

議案第33号	福島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	P2～
議案第34号	福島市子育てのための施設等利用給付の対象となる認可外保育施設の基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	P4～
議案第40号	福島市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例制定の件	P6～
議案第16号	令和5年度福島市一般会計補正予算中、こども未来部所管分	P10～

こども未来部

議案第33号 福島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定
の件【議案書101頁】

幼稚園・保育課

1 条例(一部改正)の趣旨

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が、デジタル社会の進展に対応し一部改正されたことから、所要の改正を行うものである。

2 条例の概要

子ども・子育て支援法に基づき、施設型給付の対象となる認定こども園・幼稚園・保育所等の運営に関する基準を定めるもの。

【対象となる施設】 合計 91施設(内訳 認定こども園 14施設、幼稚園 10施設、認可保育所 45施設、
小規模保育事業 20施設、事業所内保育事業 2施設)

3 条例改正の主な内容

- (1)認可保育施設等の運営規定概要、職員の勤務体制、利用者負担などの重要事項のインターネット上への情報公開を義務化する。
- (2)保護者等に書面等の電磁的記録を提供する方法を特定の電磁的記録媒体に限定しないよう改正する。

4 条例の施行日

この条例は、公布の日から施行する。ただし、上記(1)に係る規定は令和6年4月1日から施行する。

5 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(<u>掲示等</u>) 第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、<u>電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)</u>により公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <p>(<u>電磁的記録等</u>) 第53条 (略) 2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者(以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。)の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。 (1) (略) (2) <u>電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)</u>をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>(<u>掲示</u>) 第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>(<u>電磁的記録等</u>) 第53条 (略) 2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者(以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。)の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。 (1) (略) (2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u>をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 (略)</p>

議案第34号 福島市子育てのための施設等利用給付の対象となる認可外保育施設の基準を定める条例の一部を改正する条例
制定の件【議案書103頁】

幼稚園・保育課

1 条例(一部改正)の趣旨

子ども・子育て支援法施行規則が、デジタル社会の進展に対応し一部改正されたことから、所要の改正を行うものである。

2 条例の概要

子ども・子育て支援法に基づき、利用料が無償化の対象となる認可外保育施設の運営に関する基準を定めるもの。

3 条例改正の主な内容

認可外保育施設の保育サービス内容のインターネット上への情報公開を義務化する。

【対象となる施設】 認可外保育施設 29施設

4 条例の施行日

この条例は令和6年4月1日から施行する。

5 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(小学校就学前子どもの数が6人以上である施設)</p> <p>第2条 法第7条第10項第4号に掲げる施設のうち、1日に保育する小学校就学前子どもの数が6人以上であるものは、次に掲げる全ての事項を満たすものであること。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 健康管理及び安全確保 ア～ツ (略)</p> <p>テ 施設において提供される保育サービスの内容が、当該保育サービスを利用しようとする者の見やすいところに掲示されているとともに、<u>電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)</u>により公衆の閲覧に供されていること。</p> <p>ト～ニ (略)</p>	<p>(小学校就学前子どもの数が6人以上である施設)</p> <p>第2条 法第7条第10項第4号に掲げる施設のうち、1日に保育する小学校就学前子どもの数が6人以上であるものは、次に掲げる全ての事項を満たすものであること。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 健康管理及び安全確保 ア～ツ (略)</p> <p>テ 施設において提供される保育サービスの内容が、当該保育サービスを利用しようとする者の見やすいところに掲示されていること。</p> <p>ト～ニ (略)</p>

議案第40号 福島市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例制定の件【議案書116頁】

こども家庭課

1 条例(一部改正)の趣旨

児童発達支援センターの地域における中核的な役割を明確化し、医療型と福祉型の機能を一元化するため児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、福島市こども発達支援センターの機能強化を図るための改正を行うものである。

【参考】児童福祉法改正(令和6年4月1日施行)の概要

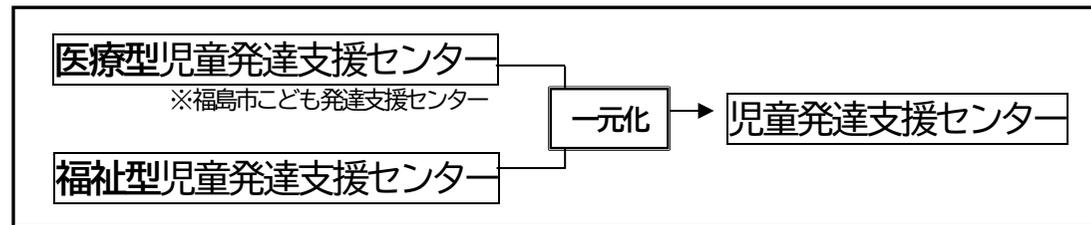
(1)児童発達支援センターが、地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化

<中核的な役割・機能>

- ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家庭支援機能
- ② 地域の障害児通所支援事業所に対する支援内容等の助言・援助機能
- ③ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能
- ④地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能

(2)医療型と福祉型に分かれていた児童発達支援センターを一元化

(肢体不自由児や発達障害など、障害種別毎に分かれていた施設の体系を整理)



2 条例の概要

児童福祉法に基づき、福島市こども発達支援センターの設置・運営について定めるもの。

3 条例改正の主な内容

(1)中核的な役割・機能を踏まえた児童発達支援を推進することに加え、その機能に「居宅訪問型児童発達支援事業」及び「保育所等訪問支援事業」を追加し、幅広く支援機能の強化を図る。

(2)医療型と福祉型の一元化に合わせたこども発達支援センターにおける診療所機能を廃止する。(肢体不自由児の機能訓練は、これまでどおり実施)。

4 条例の施行日

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

5 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(設置) 第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第35条第3項及び第43条の規定に基づき、児童発達支援センターを設置する。</p> <p>(業務) 第3条 福島市こども発達支援センター(以下「発達支援センター」という。)は、次に掲げる事業を行う。 (1) <u>児童発達支援(法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。ただし、同条同項に規定する治療を除く。)</u>に関すること。 (2) <u>居宅訪問型児童発達支援(法第6条の2の2第4項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。)</u>に関すること。 (3) <u>保育所等訪問支援(法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援をいう。)</u>に関すること。 (4) (略) (5) <u>その他発達支援センターの設置の目的を達成するために必要な事業</u>に関すること。</p> <p>(使用料) 第8条 <u>発達支援センターの利用者は、次に掲げる額を納付しなければならない。</u> (1) <u>法第21条の5の3第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該障害児通所支援に要した費用(同条第1項に規定する通所特定費用を除く。))の額を超えるときは、当該現に障害児通所支援に要した費用の額)及び同条第1項に規定する通所特定費用の額の合計額</u></p>	<p>(設置) 第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第35条第3項の規定に基づき、児童発達支援センターを設置する。</p> <p>(業務) 第3条 福島市こども発達支援センター(以下「発達支援センター」という。)は、次に掲げる事業を行う。 (1) <u>障がい児を通所させて行う日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療に関すること。</u> (2) (略) (3) <u>その他発達支援(発達障害者支援法第2条第4項に規定する発達支援をいう。)</u>に必要な事業に関すること。</p> <p>(使用料) 第8条 <u>発達支援センターの使用料は、別表のとおりとし、法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援を受けた場合を除き、次に掲げる額を納付しなければならない。</u> (1) <u>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第42条の規定による一部負担金に相当する額</u></p>

改正後	改正前												
<p>(2) その他の法令の規定により療育等の給付に関し他に請求することができる費用があるときは、その額を控除した額</p>	<p>(2) その他の法令の規定により療育の給付に関し他に請求することができる費用があるときは、その額を控除した額</p> <p>別表(第8条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1137 435 2130 1134"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1137 435 1583 504">区分</th> <th data-bbox="1583 435 2130 504">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1137 504 1245 810">使用料</td> <td data-bbox="1245 504 1583 810">1 法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援に係る使用料</td> <td data-bbox="1583 504 2130 810">法第21条の5の3第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該障害児通所支援に要した費用(同条第1項に規定する通所特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に障害児通所支援に要した費用の額)及び同項に規定する通所特定費用の額の合計額</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1245 810 1583 1070">2 診療に係る使用料(前号の使用料を除く。)</td> <td data-bbox="1583 810 2130 1070">健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法により算定した額</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1137 1070 1583 1134">診断書交付手数料</td> <td data-bbox="1583 1070 2130 1134">1枚につき 1,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		金額	使用料	1 法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援に係る使用料	法第21条の5の3第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該障害児通所支援に要した費用(同条第1項に規定する通所特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に障害児通所支援に要した費用の額)及び同項に規定する通所特定費用の額の合計額		2 診療に係る使用料(前号の使用料を除く。)	健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法により算定した額	診断書交付手数料		1枚につき 1,000円
区分		金額											
使用料	1 法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援に係る使用料	法第21条の5の3第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該障害児通所支援に要した費用(同条第1項に規定する通所特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に障害児通所支援に要した費用の額)及び同項に規定する通所特定費用の額の合計額											
	2 診療に係る使用料(前号の使用料を除く。)	健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法により算定した額											
診断書交付手数料		1枚につき 1,000円											

議案第16号 令和5年度福島市一般会計補正予算（第11号）

こども政策課

(単位 千円)

議案書頁	款	項	目	事業名	補正額	財源内訳				説明
						国庫支出金	県支出金	その他	一般財源	
19	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	子ども・子育て基金積立金	200,000				200,000	<p>子ども・子育て基金への積立金を追加するもの。</p> <p>○令和4年度末現在の基金残高 229,218千円</p> <p>○令和5年度一般会計への繰入 △38,096千円 (保育士等奨学資金貸付事業の財源として充当)</p> <p>○令和5年度積立見込み 200,728千円 (寄付+利子 728千円) (補正積立 200,000千円)</p> <p>○令和5年度末現在の基金残高(見込み) 391,850千円</p> <p>【子ども・子育て基金】 次代を担う子どもたちの健やかな成長を図るため、安心して子育てができる環境づくりに資する事業が実施できるよう平成26年に基金を設置。</p>

予算 説明 書頁	款	項	目	事業名	補正額	財 源 内 訳				説 明												
						国 庫 支出金	県支出金	その他	一般財源													
19	3 民生費	2 児童 福祉費	2 児童 措置費	公立保育所運営費	△ 9,000	-	-	-	△ 9,000	施設における光熱費について、原油高騰等による値上げを想定していたが、国の激変緩和措置により値上げ幅が抑制されたため減額補正するもの。												
<p>○積算表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>当初予算 (A)</th> <th>4~12月実績 (B)</th> <th>1~3月見込 (C)</th> <th>予想支出額 (D)=(B)+(C)</th> <th>差引増減額 (A)-(D)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公立保育所光熱費</td> <td>31,598,000</td> <td>16,716,494</td> <td>5,845,653</td> <td>22,562,147</td> <td>9,035,853</td> </tr> </tbody> </table> <p>※12月まで支払い実績、翌年1月~前年同月の実績で計算</p>												当初予算 (A)	4~12月実績 (B)	1~3月見込 (C)	予想支出額 (D)=(B)+(C)	差引増減額 (A)-(D)	公立保育所光熱費	31,598,000	16,716,494	5,845,653	22,562,147	9,035,853
	当初予算 (A)	4~12月実績 (B)	1~3月見込 (C)	予想支出額 (D)=(B)+(C)	差引増減額 (A)-(D)																	
公立保育所光熱費	31,598,000	16,716,494	5,845,653	22,562,147	9,035,853																	
20	4 衛生費	1 保健 衛生費	3 保健 指導費	妊産婦健診事業費	△ 20,578	△ 1,145	-	-	△ 19,433	妊産婦健診委託料について妊娠届出数を前年度同数と想定していたが、これを下回ったため、減額補正するもの。												
<p>○積算表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>当初予算 (A)</th> <th>4~12月実績 (B)</th> <th>1~3月見込 (C)</th> <th>予想支出額 (D)=(B)+(C)</th> <th>差引増減額 (A)-(D)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>妊産婦健診委託料</td> <td>215,334,000</td> <td>141,855,024</td> <td>52,900,000</td> <td>194,755,024</td> <td>20,578,976</td> </tr> </tbody> </table>												当初予算 (A)	4~12月実績 (B)	1~3月見込 (C)	予想支出額 (D)=(B)+(C)	差引増減額 (A)-(D)	妊産婦健診委託料	215,334,000	141,855,024	52,900,000	194,755,024	20,578,976
	当初予算 (A)	4~12月実績 (B)	1~3月見込 (C)	予想支出額 (D)=(B)+(C)	差引増減額 (A)-(D)																	
妊産婦健診委託料	215,334,000	141,855,024	52,900,000	194,755,024	20,578,976																	